



2022年2月8日

各 位

会 社 名 A G C 株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 平井 良典
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 小川 知香子
(T E L. 03-3218-5603)

取締役等に対する株式報酬制度の拠出金額及び交付等株式数の上限の改定について

当社は、本日開催の取締役会において、2018年度より導入しております、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の拠出金額及び交付等株式数の上限の改定に関する議案を、2022年3月30日開催予定の第97回定時株主総会（以下、「本総会」という。）において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本改定は当社の業績及び株価水準が想定を上回ったこと等を受けて行うものであり、役員の報酬等の決定方針や、拠出金額及び交付等株式数の上限を除く本制度の内容を変更するものではありません。

記

1. 本制度における改定内容及び背景等

(1) 当社グループは、経営方針 **AGC plus 2.0** のもと、「2030年のありたい姿」を制定し、高収益のグローバルな優良素材メーカーとなることを目指しています。昨年度、この達成に向けて2021年から2023年までの3年間を対象とする中期経営計画 **AGC plus-2023** を制定するとともに、同期間を対象として本制度の継続を行っております。

本制度は、取締役等の報酬等について業績及び株価との連動性をより明確にするものであり、取締役等の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画 **AGC plus-2023** における業績目標の達成に向けた取締役等の意欲を高めることを目的としています。

(2) 今回の改定は、第93回定時株主総会（2018年3月29日開催）においてご承認いただいた本制度の拠出金額及び交付等株式数の上限を以下の通り変更するものです。

	改定前	改定後
当社が信託に拠出する金銭の上限	<ul style="list-style-type: none">対象期間ごとに合計 <u>15億円</u>（うち、社外取締役分 2,500万円） <p>(注) 信託金には、信託期間中の本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。</p>	<ul style="list-style-type: none">対象期間ごとに合計 <u>22億5,000万円</u>（うち、社外取締役分 2,500万円） <p>(注) 信託金には、信託期間中の本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。</p>
取締役等に対して交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数の上限	<ul style="list-style-type: none">対象期間ごとに合計 <u>37万2,000株</u>（うち、社外取締役分 6,000株）1事業年度あたりの平均は <u>12万4,000株</u>	<ul style="list-style-type: none">対象期間ごとに合計 <u>49万5,000株</u>（うち、社外取締役分 6,000株）1事業年度あたりの平均は <u>16万5,000株</u>

(注) 現在の対象期間については、本総会で今回の改定についてご承認いただいた後、当該上限額

と既に拠出済の信託金の額の差額を上限とする信託金を追加拠出し、当該追加拠出金を原資として当社株式を株式市場から追加取得することを予定しております。

(3) 昨年度の本制度の継続時には、今後の業績見通しが不透明であること等を勘案し、第 93 回定時株主総会（2018 年 3 月 29 日開催）においてご承認いただいた当社が拠出する金員の上限及び交付等株式数の上限の範囲内で当社株式を追加取得することとし、当該上限の改定を見送りました。

今般、当社の業績伸長により交付等のために必要となる当社株式数が増加する可能性が高まつたこと、本制度の対象となる執行役員数が増加^{*1}したこと、本制度継続後の当社株価の上昇により十分な株式数を確保できていないこと等を踏まえ、追加信託金の拠出のため、当社が拠出する金員の上限及び交付等株式数の上限を改める必要が生じたものであります。

また、新たに設定する金員の上限につきましては、追加株式取得に必要な相応額を踏まえたものとしております。

*¹：本制度の対象となる取締役および執行役員数：2018 年 25 名、2022 年 31 名

(4) 当社は、報酬決定プロセスにおける客観性・透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しており、本改定については、報酬委員会の審議を経ております。

2. 本制度の内容

(1) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P 信託」という。）を用いた株式報酬制度です。B I P 信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役等に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する仕組みです。本制度の概要につきましては、以下の通りです。

構 成	概 要	対 象 者
業績連動部分	役位に応じて中期経営計画の各事業年度における業績目標の達成度等の加重平均値と連動し当社株式等の交付等を行う。	・執行役員を兼務する取締役及び執行役員
固定部分	役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行う。	・執行役員を兼務する取締役及び執行役員 ・執行役員を兼務しない取締役 (社外取締役を含む)

* 2021 年 12 月 31 日で終了する事業年度から始まる中期経営計画対象期間の各事業年度の業績の達成度等の加重平均値は各事業年度を 25 : 25 : 50 の比率で評価して算出します。

(2) 当社の取締役の報酬構成

当社の取締役の報酬構成は、本制度を含めて以下のようにになっております。

対象者	報酬の構成		変動報酬	
	定額報酬	月例報酬	賞与	株式報酬
				業績連動部分
執行役員を兼務する取締役	●	●	●	●
執行役員を兼務しない取締役 (社外取締役を含む。)	●	—	—	●

本制度の対象

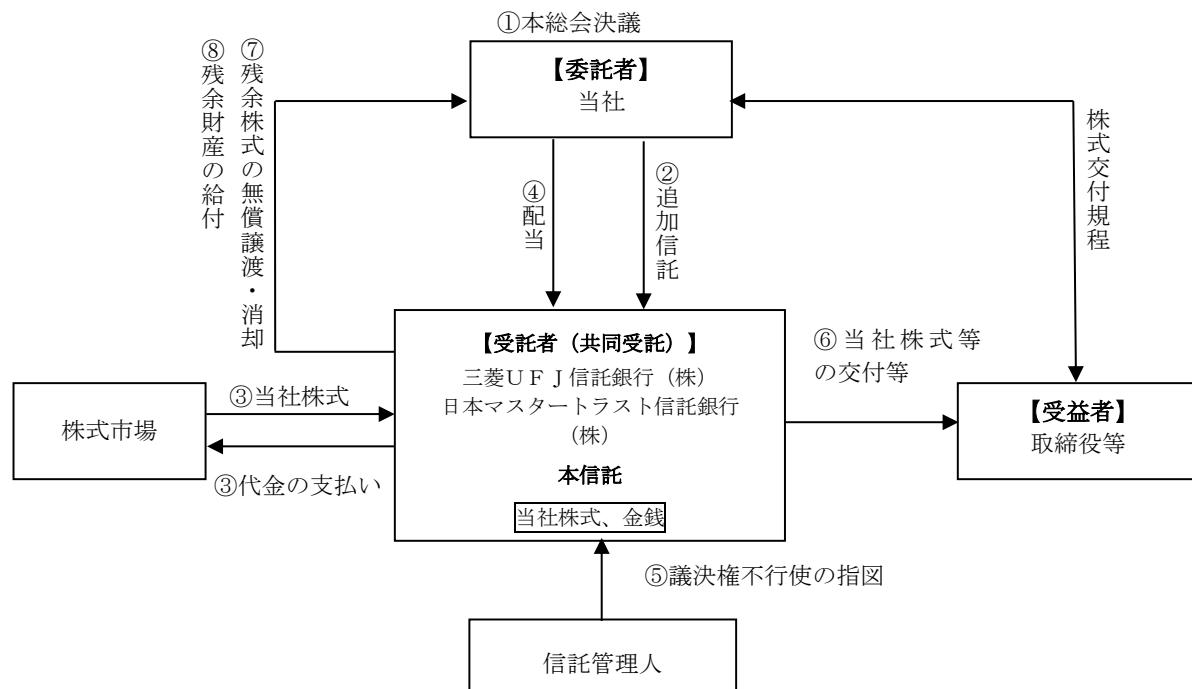
※ 株式報酬のうち固定部分は、会社業績とは連動せず、当社株価にのみ連動します。

※ 各報酬の割合は、標準支給額ベースで、概ね次のとおりとなります。

報酬の構成	月例報酬	賞与	株式報酬
取締役 社長執行役員	40	: 30	: 30
執行役員を兼務する取締役 (社長執行役員を除く)	50	: 25	: 25
執行役員を兼務しない取締役 (取締役会長)	60	: 0	: 40
社外取締役	90	: 0	: 10

なお、本制度とは別枠で、月例報酬及び賞与に係る報酬等の額について、第 82 回定時株主総会(2007 年 3 月 29 日開催) 及び第 86 回定時株主総会 (2011 年 3 月 30 日開催) において、年額 5 億円以内 (うち社外取締役分は年額 6,500 万円以内) としてご承認いただいておりますが、昨今の役員報酬水準の上昇や当社の業績伸長等を鑑み、当該報酬等の額を年額 7 億 5,000 万円以内 (うち社外取締役分は年額 6,700 万円以内) と改定することについても第 97 回定時株主総会 (2022 年 3 月 30 日開催) において付議する予定です。

(3) B I P 信託の仕組み



- ① 当社は、本総会において、今回の改定に関する承認決議を得ます。なお、取締役会において、本制度に関する報酬規程として株式交付規程を制定済みです。
- ② 当社は、本総会でご承認いただいた当社が信託に拠出する金銭の上限額と既に拠出済の信託金の額の差額を上限とする信託金を追加信託します。

- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で追加信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数の合計は、本総会決議で承認を受ける範囲内（対象期間（3事業年度）において合計49万5,000株（うち社外取締役分については合計6,000株）を上限）とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上でかかるポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイント数に相当する当社株式数に対し不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記1.（2）の当社が信託に拠出する金銭の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することができます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	取締役等に対する株式報酬制度の導入
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たした者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2018年5月9日
⑧ 信託の期間	2018年5月9日～2024年5月末
⑨ 制度開始日	2018年5月9日
⑩ 議決権行使	行使しない
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の金額	22億円5,000万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。）
⑬ 株式の取得時期	2022年5月16日（予定）～2022年5月末日（予定） (なお、決算期（四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。)
⑭ 株式の取得方法	株式市場より取得
⑮ 帰属権利者	当社
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以上